

一般事業主行動計画

作成：令和3年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上を維持する。

女性職員・・・取得率を80%以上に維持する。

男性職員・・・男性も育児休業を取得できることを全男性職員が認識する。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 上記を含めた内容で就業規則を簡略化したものを配布する。
- 令和4年4月～ 院内新聞等で育児休業の概要を周知する。
- 令和5年9月～ 妊娠が発覚した女性職員について育児休業の説明を文書を用いて個々に行う。
- 令和6年9月～ 配偶者の妊娠が発覚した男性職員について育児休業の説明を文書を用いて個々に行う。

目標2：育児短時間勤務制度や子の看護休暇制度について周知する

〈対策〉

- 令和3年4月～ 上記を含めた内容で就業規則を簡略化したものを配布する。
- 令和4年4月～ 院内新聞等で制度の概要を周知する。
- 令和5年4月～ 子を養育する職員について上記制度の説明を個々に行う。

目標3：所定時間外労働を削減する

〈対策〉

- 令和3年4月～ 業務の見直しと適切な人員配置により所定外労働の削減を図る。
- 令和4年4月～ 長時間労働の削減方針について、経営トップからメッセージを発信する。
- 令和5年4月～ 毎週金曜日は完全定時退社とする。

目標4：全社員の有給休暇取得率を60%以上とする

〈対策〉

- 令和3年4月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう業務削減を検討する。
- 令和4年4月～ 個人ごとの有給休暇取得状況を毎月各部署へ配布する。
- 令和5年4月～ 有給休暇の取得率が低い職員が在籍する部署の管理職に、労働安全衛生委員会より通知を行う。